

職場復帰支援についてよくいただくご質問への回答

Q1：休職期間が残りわずかになっているのですがリワーク支援を利用できますか？

——支援を行う期間は個別に設定していきますが、的確な形でリワーク支援を行うためには休職期間がおおむね半年以上残っていることが望まれます。休職期間が残り少なくなっている場合には、復職までの課題の整理に留まってしまう場合や、限定的にリワーク支援カリキュラムに参加いただいたり、事業所の協力によってカリキュラムの一部のみを利用するということがあります。

Q2：退職してしまっているのですが再就職のためにリワーク支援を利用できますか？

——リワーク支援は休職中の方に対するプログラムです。離職された方は就職のための支援プログラム（職業準備支援等）を活用しながら支援しています。

Q3：休職中の公務員ですがリワーク支援を利用できますか？

——リワーク支援は雇用保険適用事業所の社員のみを対象とするプログラムのため、公務員はご利用いただけません。

Q4：企業が休職中の社員の復職にあたってリワーク支援を利用させたいのですが、企業から利用申し込みをすることはできますか？

——リワーク支援の開始はご本人様、事業主、主治医の3者の合意が必要ですが、申し込みは3者のいずれからでも受け付けています。

Q5：主治医は復職可能という診断書を作成しているのですが復職できる状況に思えません。リワーク支援を利用して復職の可能性を確認して欲しいのですが利用できますか？

——リワーク支援は復職の可否を判断するためのサービスではありません。復職可能かどうかはご本人様の回復状況だけでなく、企業の受け入れ態勢や受け入れに当たっての制度・条件整備、業務内容等企業側の要因も大きいため、復職の可否の判断は企業側で行っていただく必要があります。

Q6：リワーク支援は毎日通えないと利用できないのでしょうか？

——出勤できる日数や時間数については、生活リズムの確立、立て直しの状況に応じて、また、最終的に復職していくときの労働条件も勘案して決定していくため、リワーク支援では毎日出勤することを条件としていません。正式開始前の体験通所の段階では週に2日程度以上通所できることを要件としています。

Q7：リワーク支援の申し込みから利用開始まで時間がかかるように聞きました。開始までどのくらいになりますか？

——リワーク支援については希望者が多く利用開始までお待たせしてしまう時期もありましたが、現状では受け入れ態勢を整備しているため、利用希望のご連絡をお受けしてから2週間以内に初回面談を実施しています。

Q8：リワークコーディネートではどのようなことを行うのでしょうか？

——ご本人に対しては生活リズムや調子の波の把握確認、復職に向けた課題の整理、一部のリワーク支援課題の体験実施等を、事業主に対しては、復職時の受け入れ態勢や復職についての考え方の確認のほか、リワーク支援期間中の支援内容の説明等を、また、主治医に対しては治療状況の確認等を行って、円滑に3者同意が行われるように、支援について必要な補足説明を行います。これらの対応についてはご本人や事業主と日程調整しながら、無理のないスケジュールで進めていきます。

Q9：リワーク支援の案内をみるとグループワークやアサーションが有効だったと書かれていますが、これらのプログラムだけを利用することはできますか？

——ご本人様、事業主、主治医との間で同意を得られた支援計画で、障害者職業センターではグループワークやアサーションのみを受講することで復職を目指していくことができる場合（個別メニューは企業側で対応する場合等）は、一部のプログラムだけを受講するという利用も可能です。

Q10：リワーク支援開始に必要な3者同意については障害者職業センターで調整していただけののでしょうか？

——3者同意は当事者間で行っていただくことを原則とします。障害者職業センターはこの3者合意が円滑に進められるように、必要に応じて各者に対して事業内容や協力事項等についての補足説明を行います。

Q11：リワーク支援の3者同意について、企業側は誰の(役職等)同意が必要となるのでしょうか？

——企業の同意については、休職者の職場復帰の決定に一定の権限を有している方であり、かつ、ご本人の復職後の労働条件、職務設定等で具体的な対応を図れる方であることが望まれます。多くの企業様では、人事担当者、若しくは、職場の上司（所属長等）のいずれかの署名をいただいています。

Q12：一度リワーク支援を利用した人が復職後再発した場合などに再度利用することができますか？

——必要に応じて再支援を実施します。再利用についても3者同意と支援計画の策定が

必要です。

Q13：リワーク支援期間中、企業担当者が行う役割はどのようなものでしょうか？

——社内の受け入れ態勢の整備のため、社内体制や復職時の業務見通し、労働環境等の状況を担当カウンセラーと調整いただいたり、利用者の定期面談、担当カウンセラーとのケース会議等にご協力いただいています。

Q14：疾患名はうつ病ではないのですが、リワーク支援を受講できますか？

——リワーク支援は、精神障害者総合雇用支援の一環で実施している事業であるため、うつ病以外の精神障害のある休職者が職場復帰していくために、うつ病等の方に対する職場復帰プログラムに合流して支援を受けることが有効である場合はリワーク支援の一部又は全部を利用いただいています。